

{ 平 12 . 12 . 1 }
{ 総 7 - 2 }

参 考 資 料

(金 融 ・ 証 券 関 係 税 制)

目 次

・ 主要国の利子課税制度の概要	1
・ 主要国の配当課税制度の概要	2
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	3
・ 主要国の株式譲渡益課税制度の概要	4
・ 株式取得価額の把握について	5
・ 個人金融資産の運用先（2000年6月末（速報））	6
・ 年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況（全国勤労者世帯）＜平成11年分＞	7
・ 全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移	8
・ 個人株主数の推移（延べ人数）	9
・ 課税繰延べのしくみ（金利10%の場合）	10
・ 個人の生命保険に係る課税の国際比較	11
・ 個人の損害保険に係る課税の国際比較	12
・ 法定資料の種類	13
・ わが国税制の現状と課題（抄） - 平成12年7月 税制調査会	14
・ 平成12年度の税制改正に関する答申（抄） - 平成11年12月16日 税制調査会	24

主要国の利子課税制度の概要

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、軽減税率(10%)のブラケットに属する部分は10%、基本税率(22%)に属する部分は20%、それ以外の部分は40%で課税)	総合課税	総合課税と源泉分離課税との選択
2. 源泉徴収	源泉徴収は行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。	30% (転換社債等については25%) の税率で源泉徴収を行う。 (利子等について年間3,000マルクの貯蓄者控除が存在する。)	源泉分離課税を選択した場合、税率は25% (所得税15%+付加税10%)

主要国の配当課税制度の概要

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(22%)以下のブラケットに属する部分は10%、それ以外の部分は32.5%で課税)	総合課税	総合課税
2. 源泉徴収	源泉徴収を行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	源泉徴収を行わない。	源泉徴収(税率25%)を行う。	源泉徴収を行わない。

株式等譲渡益課税制度の概要

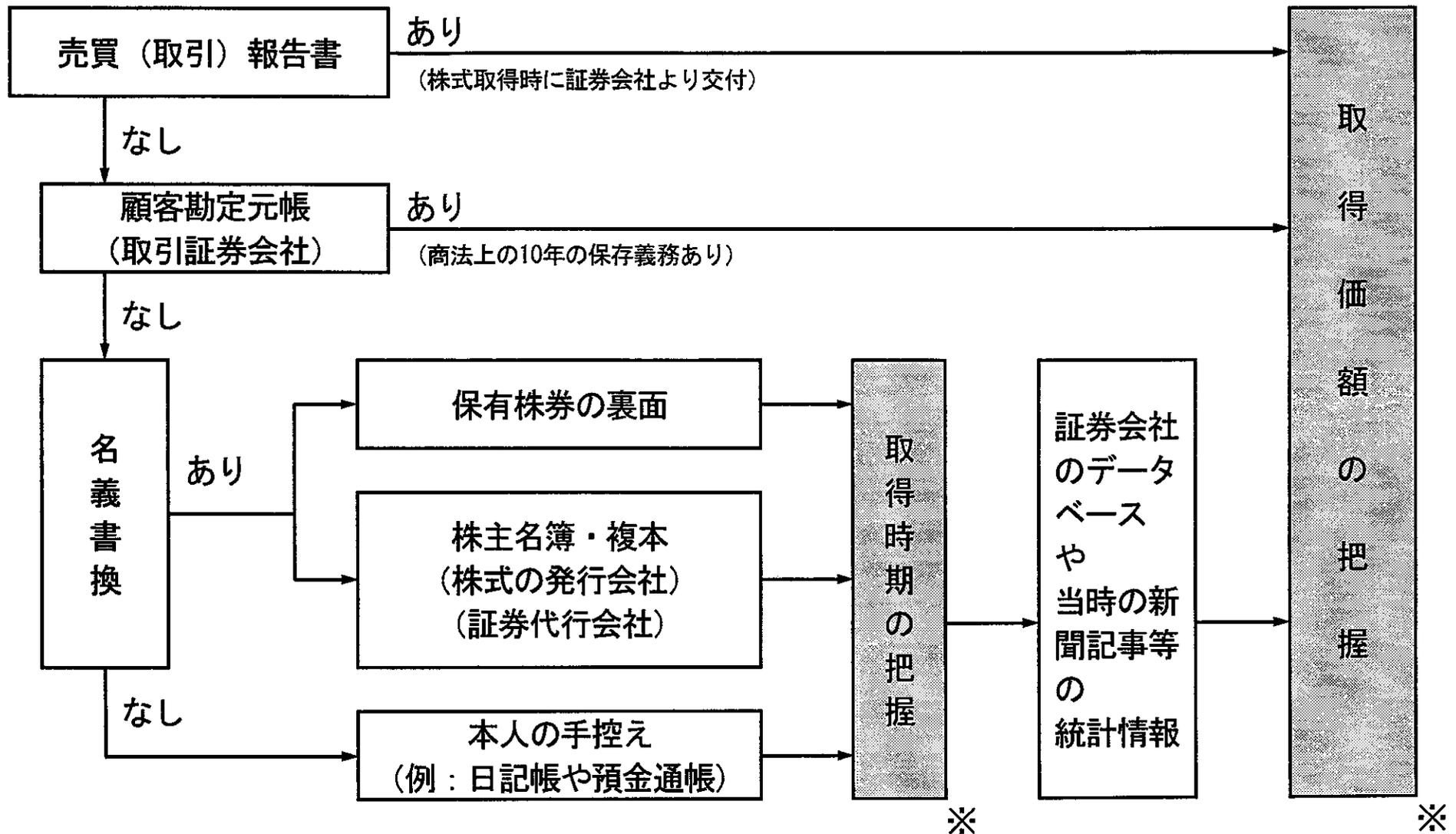
区 分	概 要
<p>上 場 株 式 等</p> <p>〔 上場株式 ・店頭登録株式 等 〕</p>	<p>次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを選択</p> <p>① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置）</p> <p>② 源泉分離課税⇒ 13.3.31をもって廃止 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>所得 = 譲渡代金 × 5.25%</p> <p>税額 = 所得 × 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">= (譲渡代金 × 5.25%) × 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">= 譲渡代金 × 1.05%</p> </div>
<p>その他の株式等</p>	<p>申告分離課税（上記①）</p>

主要国の株式譲渡益課税制度の概要 (未定稿)

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	申告分離課税 (但し、経過措置により、13年3月31日までは源泉分離課税を選択可)	総合課税	総合課税	投機売買(保有期間12ヶ月以下の株式)により生じたものについては、総合課税。 その他は、一定のものを除き非課税。	申告分離課税
課税方法	申告分離課税 譲渡益に対して26% (住民税6%を含む)の税率により課税。 (源泉分離課税) 譲渡代金の5.25%を所得とみなし20%の税率により課税(住民税非課税) (13年3月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止。)	他の所得と合算して総合課税する(税率は15~39.6%)。 但し、12か月超保有の場合、キャピタル・ゲインを他の所得に上積みした場合の所得税の税率ブラケットに応じて、10%、20%の税率で課税。 (注)連邦所得税の他に、州・地方税が課税。 ・ニューヨーク州：4~6.85% ・ニューヨーク市：3.021~3.7791%	キャピタル・ゲインを他の所得に上積みした場合の所得税の税率ブラケット(10%、22%、40%)に応じて、10%、20%、40%の税率で課税(年間のキャピタル・ゲインのうち7,200ポンドまでは非課税)。 但し、3年以上保有の場合、軽減措置あり。	他の所得と合算して総合課税(1暦年1,000マルク未満の場合は免税)。	年間譲渡総額が50,000フラン以下であれば免税。 50,000フランを超える場合は26%(10%の付加税を含む)の税率で分離課税。
譲渡損失の取扱い	申告分離課税を選択する場合、その年の株式譲渡益と相殺可(他の所得から控除不可)。 翌年以降への繰越し不可。	純キャピタル・ロス、毎年3,000ドル又は他の所得の小さい方を上限として、他の所得から控除可。 翌年以降に繰越し可。	キャピタル・ゲインからのみ控除可(他の所得から控除不可)。 翌年以降に繰越し可。	その年の投機売買による所得からのみ控除可(他の所得から控除不可)。 翌年以降への繰越し不可。	有価証券のキャピタル・ゲインからのみ控除可(他の所得から控除不可)。 翌年以降に繰越し可(5年を限度)。

(備考) 1ドル=106円、1ポンド=169円、1マルク=52円、1フラン=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年12月から平成12年5月までの実勢為替相場の平均値)

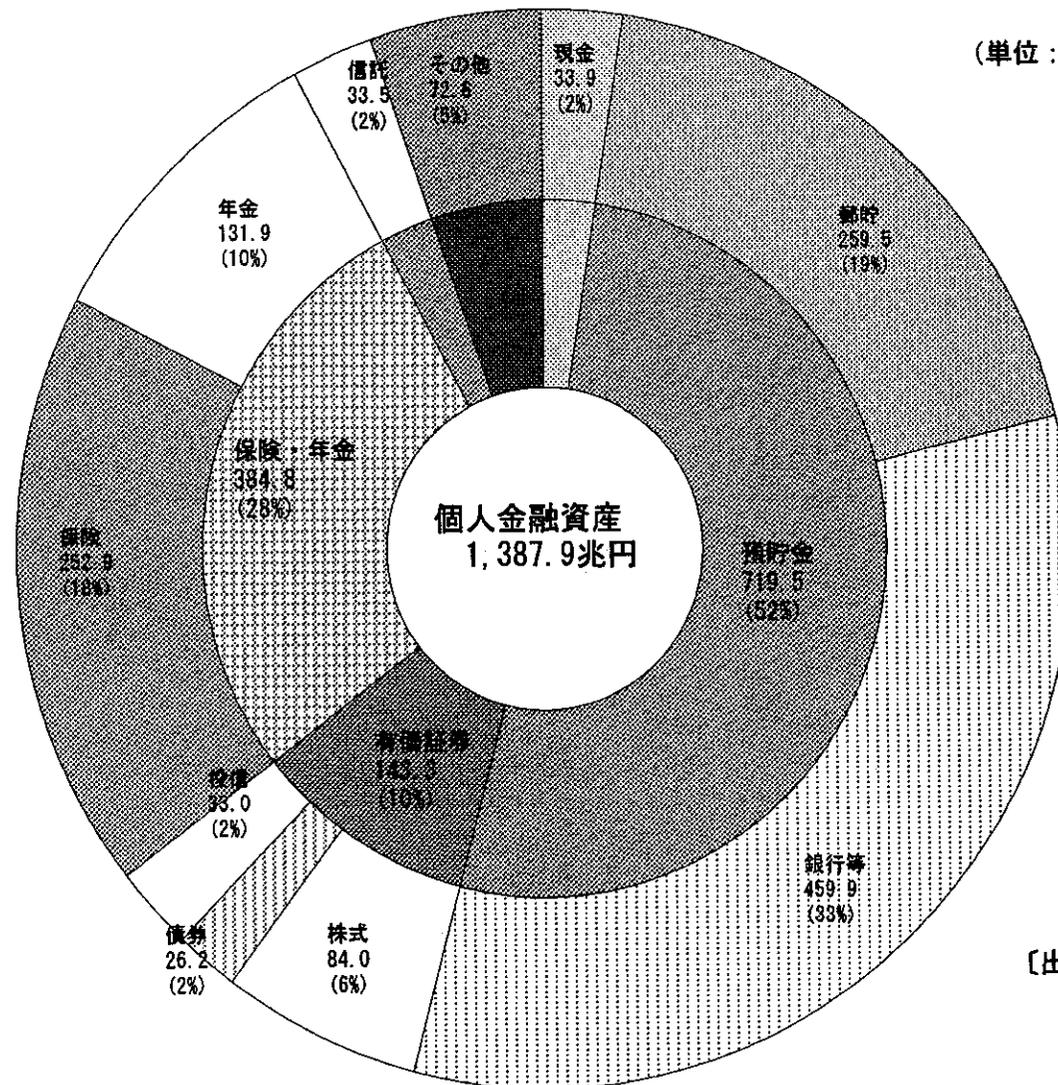
株式取得価額の把握について



※ 納税者の選択により譲渡収入金額の5%を取得価額としても差し支えない。

※ 名義書換の日をもって取得時期としても差し支えない。

個人金融資産の運用先（2000年6月末（速報））



(単位：兆円)

[出典：資金循環勘定（日本銀行）]